

建築物エネルギー消費性能 適合性判定業務約款



ハウスプラス住宅保証株式会社

第1条 （契約の締結）

申請者（以下「甲」という。）及びハウスプラス住宅保証株式会社（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）、これに基づく命令及び告示を遵守し、この約款（計画書、引受承諾書を含む。以下同じ。）及び乙の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第2条 （甲の責務）

甲は、法及びこれに基づく命令等によるほか業務規程に従い、計画書その他判定の業務に必要な図書（以下「判定用提出図書」という。）を乙に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは判定を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の判定業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、業務規程に基づき算定された判定料金を、第5条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙の判定業務において、対象建築物の計画に関し乙がなした諸基準等への是正事項の指摘に対し、速やかに提出図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

第3条 （乙の責務）

乙は、法及びこれに基づく命令によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定業務を行わなければならない。

- 2 乙は、引受承諾書に定められた第4条に規定する期日（以下「業務期日」という。）までに判定の業務を行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 乙は、乙の責任において業務の全部又は一部を、第三者（以下「受託者」という。）に委託できるものとする。ただし、乙は業務を委託した場合この契約に定める義務と同等の義務を受託者に負わせるものとする。

第4条 （業務期日）

乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。

- 2 乙は、甲が第2条又は第7条第1項に定める責務を怠ったとき、天災、その他の乙の責めに帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

第5条 (料金の支払期日)

甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに判定料金を支払わない場合には、乙は、適合判定通知書等（適合判定通知書等を交付できない旨の通知を含む。以下同じ。）を交付しない。この場合において、乙が当該適合判定通知書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第6条 (料金の支払方法)

甲は、業務規程に基づく判定料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお振込みに要する手数料は甲の負担とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

第7条 (判定中の計画変更)

甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合、速やかに乙に通知するとともに、当初の判定の申請を取り下げなければならない。取り下げ前に引き続き判定を申請する場合は、別件として改めてこれを行なわなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第8条 (甲の解除権)

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第9条 (乙の解除権)

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、判定料金を支払期日までに支払わないとき。
 - (2) 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に業務を完了することができないとき。
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第10条 (甲乙の責任)

甲及び乙は、この契約に関し損害を受けた場合において、第6条の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの判定料金の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるときは、乙は一切責任を負わない。

- (1) 甲の提出した判定用提出図書、その他申請図書に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の判定の業務が行われたとき。
- (2) 乙に故意又は重大な過失がなく、乙の予見不可能な事情により乙の判定に誤りが生じたとき。
- (3) 対象建築物の計画に関し、乙が甲に対して行った諸基準等への不適合の指摘に対し、甲が速やかに判定用提出図書の修正又はその他の必要な措置をとらないとき。

第11条 (乙の免責)

乙は、判定業務を実施することにより、甲の申請に係る建築物が建築基準法その他の法令並びにこれらに基づく命令及び条例に適合することを保証しない。

- 2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の申請に係る建築物に瑕疵がないことを保証しないものとする。
- 3 乙は、甲が提出等した判定用提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な判定の業務を行うことができなかつた場合、当該判定業務の結果に責任を負わないものとする。

第12条 (所管行政庁への説明)

乙の行う判定業務について、関係所管行政庁等から説明を求められた場合には、当該事案にかかる判定の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することができるものとする。

第13条 (個人情報保護)

乙は、判定業務に関して知り得た個人情報について、別途公表する個人情報保護方針により取り扱うものとする。

第14条 (秘密保持)

乙は、判定業務に関して知り得た対象建築物の名称、所在地、面積、契約

内容等の情報（以下「秘密情報」という。）を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合又はこの契約上の義務に違反せずに公知となった場合
 - (2) この契約を締結する前から保有していた独自の情報である場合
 - (3) 開示前に第三者から守秘義務を負わずに適法に取得した情報である場合
 - (4) 法律上、開示・訂正・利用停止・抹消を義務づけられた情報である場合又は公的機関（一般社団法人住宅性能評価・表示協会を含む。）から適正な手続により開示を要請された情報である場合
 - (5) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
- 3 乙は、判定業務を委託した場合、前条及び本条に定める義務を受託者に対しても遵守させるものとする。

第 15 条 （統計処理）

乙は、判定業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行い、その結果を公表することができる。

第 16 条 （反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前 2 項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じて一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

第 17 条 （合意管轄）

甲と乙との間でこの契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じ、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条 （準拠法）

この契約は、日本国法に準拠するものとする。

第 19 条 （別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附則

平成	29年	4	月	1日	制定
2022	年	4	月	1日	改定
2024	年	12	月	1日	改定
2025	年	4	月	1日	改定